

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	高知市 防災に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知市は、防災に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

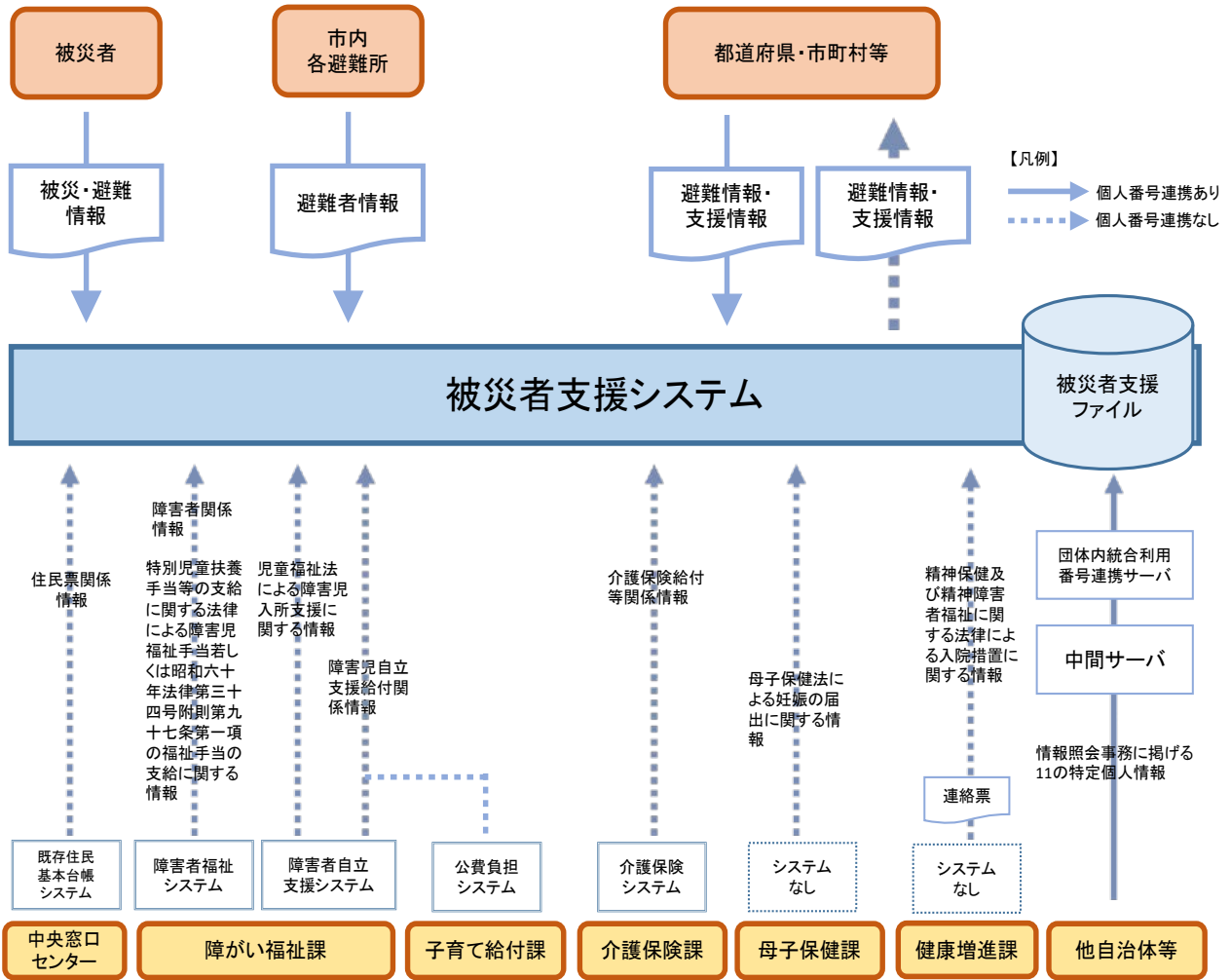
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	防災に関する事務
②事務の内容 ※	<p>高知市が災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に基づき、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的として、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下「被災者台帳」という。)を作成する事務</p> <p>①被災者支援台帳事務 災害対策基本法第90条の3第1項に係る被災者台帳を作成する事務</p> <p>②情報照会事務 介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、災害救助法による救助に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置(同法第27条第1項第3号又は第2項の措置をいう。)に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関わる情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報を庁内又は他団体から入手する事務</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	被災者支援システム
②システムの機能	<p>1. 被災者台帳の登録 調査・申請等に基づき、被災者及び被災者の被災状況等を被災者台帳に登録する機能</p> <p>2. 被災者台帳の更新 調査・申請等に基づき、被災者台帳の記載内容を更新する機能</p> <p>3. 証明書等の発行 台帳の記載内容から、り災証明書等を作成し、発行する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム2	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理 ・符号の取得を行う ・取得した符号と団体内統合宛名番号の紐付け管理を行う</p> <p>2. 情報照会 ・情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の情報照会を行う ・情報提供ネットワークシステムを通じた他情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の提供を求める</p> <p>3. 情報提供等記録管理 ・情報照会者と情報提供者との間で行った特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う ・各情報保有機関の個人情報保護条例に基づき、情報提供等記録の開示</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号兼連携サーバ(連携サーバ)
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の管理 ・各システムの宛名情報を取り込み, 同一人判定を行い, 団体内統合宛名番号を採番し, 管理する</p> <p>2. 情報照会(中間サーバに情報照会を依頼する) ・各業務の宛名番号で対象者を検索し, 中間サーバに対して他情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の照会を依頼し, 結果を表示する</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバ)</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	災害対策基本法第90条の3及び被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)第4条第2項の規定に基づき作成する被災者台帳を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項に基づき個人番号を保有し、より効率的に検索及び管理する必要があるため
②実現が期待されるメリット	個人番号を用いて被災者を管理することにより、より被災者の援護を総合的かつ効率的に実施できる
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)別表第55項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第28条 ・災害対策基本法第90条の2, 3, 4 ・災害対策基本法施行規則(昭和37年9月21日総理府令第52号)第8条の5
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 <p>(情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供は行わない)</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 建築指導課, 住宅政策課, 出納課
②所属長の役職名	防災政策課 課長, 地域防災推進課 課長, 市民税課 課長, 資産税課 課長, 税務管理課 課長, 中央窓口センター 所長, 健康福祉総務課 課長, 福祉管理課 課長, 第一福祉課 課長, 第二福祉課 課長, 産業政策課 課長, 商業振興・外商支援課 課長, 建築指導課 課長, 住宅政策課 課長, 出納課 課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	高知市の市域に係る災害対策基本法第2条第1号の災害の被災者及び当該被災者の保護者
その必要性	当該特定個人情報ファイルは、被災者台帳の原本であり、災害時に高知市が行う災害対策事務に必要な。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	災害対策基本法第90条の3及び同法施行規則第8条の5に規定の被災者台帳が備えたとされた項目であり、被災者の適切かつ効率的な支援に必要なもの。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 建築指導課, 住宅政策課, 出納課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (中央窓口センター, 子育て給付課, 介護保険課, 健康増進課, 障がい福祉課, 母子保健課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県, 他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	災害時等必要な都度に入手を行う。
④入手に係る妥当性	被災者台帳に備えるべき項目として定められたものについて、番号法の規定に基づく範囲で入手を行う。
⑤本人への明示	災害対策基本法施行規則に個人番号の記録について記載されており、国民に周知されている。
⑥使用目的 ※	災害対策基本法に基づく、適正な被災者台帳の作成及び管理のため。
	変更の妥当性 非該当
⑦使用の主体	使用部署 ※ 防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 建築指導課, 住宅政策課, 出納課
	使用者数 [50人以上100人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	被災者台帳の適切な維持管理のために使用する。
	情報の突合 ※ 被災者台帳登録者の適切な管理に必要な情報の更新のため、随時情報提供ネットワークシステム等から入手する情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※ 特定個人情報を用いた統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ 被災者台帳登録者となる。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県及び市町村
①法令上の根拠	災害対策基本法第90条の4第1項第3号
②提供先における用途	被災者の支援
③提供する情報	災害対策基本法による被災者台帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ. 2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	災害時等要求のあった都度に提供を行う。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<高知市における措置> ・入退室管理を行っているサーバ室内で保管。 ・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要。	
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	被災者台帳は高知市文書管理規定に基づき永年保存となっている。
③消去方法	<高知市における措置> ・サーバ内の特定個人情報については、サーバの機器更新時等に完全に消去する。 ・バックアップ媒体については、破碎処理を実施。 ・申請書等の紙媒体については、焼却処理を行う。	
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【世帯詳細情報】

世帯番号, 被災時住所(住家の所在地), 現在の居所(送付先), (現避難所情報), 電話番号1, 電話番号2, 金融機関コード, 預金種別, 口座番号, 口座名義人(カナ)

【支援認定情報】

世帯区分・人数, 前年の総所得金額(市町村民税), 住家の所有形態, 住家等被害調査情報, 基礎支援金給付, 加算支援金給付, 援護資金貸付

【住家等調査情報】

調査番号, 住家等番号, 建物用途, 第1次調査・担当者, 第2次調査・再調査・担当者, 第3次調査・担当者, 所有者氏名, 所有者住所

【個人基本情報】

識別番号, 個人番号, 氏名(カナ), 氏名(漢字), 生年月日, 年齢, 死亡日, 死亡時満年齢, 住記/外録, 続柄, 人的被害, 災害障害発生, 就学, 学校名, 学年, 福祉種別, 入院/施設, 施設名, 税前年総所得, 異動理由, 異動年月日

【証明書発行情報】

証No, 枚数, 発行日, 発行者

【義援金情報】

義援金名, 対象者, 金額, 処理年月日, 支給方法, 預金種別, 金融機関コード, 金融機関名(漢字), 口座番号, 口座名義人(カナ), 換金

【支援情報】

制度名称, 種類, 内容, 対象, 被害の状況等, 対象となる方, 続柄, 人的被害, 災害障害発生, 注意事項等

【支援制度申請・決定情報】

申請者, 続柄, 申請日, 申請額, 決定日, 決定額, 支給方法, 金融機関コード, 預金種別, 口座番号, 口座名義人(カナ)

【物件(調査)状況】

調査番号, 住家等番号, 物件所在地, 建物用途, 被害の状況, 第1次調査判定結果, 第2次調査判定結果, 第3次調査判定結果, 浸水(水害時)

【避難者管理】

避難所, 避難者コード, 識別番号, 氏名(カナ), 氏名(漢字), 年齢, 性別, 食事のみ, 高齢者, 乳児, 障害者, 生年月日, 住所, 入所年月日, 退所年月日, 避難理由, 退所先及び電話番号, 世帯No, 続柄, 人的被害

【安否情報】

安否区分, 記入日, 漢字氏名, 通称, 出生の年月日, 男女の別, 住所, 国籍, その他個人を識別する情報, 負傷(疾病)の該当, 負傷又は疾病の状況, 死亡日時・場所および状況, 現在の居所, 連絡先その他必要情報, 親族・同居人公開可否, 知人公開可否, 親族・同居人・知人以外公開可否, 同意回答者, 退所日

【避難所管理】

避難所コード, 避難所名(漢字), 避難所名(カナ), 住所, 住所(カナ), 電話番号, URL, 管理区分, その他区分, X座標, Y座標, カテゴリー1, カテゴリー2, メールアドレス, 収容可能人数, 管理者数, ボランティア人数, ランク, 管理者名

【緊急物資入庫情報】

入庫日付, 入庫時刻, 区分, 相手方, 受入担当者

【入庫明細情報】

分類, 品目, 数量, 保管場所

【緊急物資出庫情報】

出庫日付, 出庫時間, 区分, 出庫先, 運搬担当者, 出庫担当者

【出庫明細情報】

分類, 品目, 数量, 保管場所

【仮設住宅入居情報】

仮設住宅住所, 棟, 部屋番号, 入居日, 退去日, 入居者

【抽選申込情報】

抽選結果, 抽選コード, 抽選名, 抽選日, 申込日, 仮設コード, 仮設住宅名, 仮設住所

【住宅管理】

仮設住宅コード・名称, 郵便番号・住所・方書, 棟コード, 棟名称, 部屋数, 間取り, 入居可能人数, 広さ

【仮設住宅抽選管理】

抽選コード, 抽選日, 抽選名, 仮設コード, 当選数

【犠牲者情報】

犠牲者コード, 識別番号, 氏名(漢字), 氏名(カナ), 性別, 生年月日, 年齢, 死亡日, 行方不明, 住所

【遺族関連情報】

遺族なし, 他の犠牲者, 遺族コード, 識別番号, 氏名(漢字), 氏名(カナ), 住所(送付先), 電話番号1, 電話番号2, 続柄, 連絡状況

【解体・撤去家屋情報】

管理番号, 被災住家等証明番号, 住家等番号, 家屋住所, 建物用途, 被害の状況

【解体・撤去申請情報】

申請日, 申請者氏名, 氏名カナ, 申請者住所, 電話番号

【解体・撤去施工業者情報】

名称, 発注日, 金融機関コード, 預金種別, 口座番号, 口座名義人(カナ), 担当者氏名, 電話番号, 施工開始日, 施工完了日, 支払い日, 支払い額

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申請・届出等の様式を、不必要な情報が記載されないよう分かりやすいものにするともに、様式に記載された情報について、受付時に確認を行う。 ・他部署又は他機関から情報を入手する場合は、連携サーバ等の認められた方法以外での入手を禁止するとともに、入手記録を保存し、定期的に確認を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	上記の措置の実施に加え、連携サーバ等で情報を入手する場合には、必要な情報以外を入手できないようシステム上で制限を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード若しくは通知カード及び主務省令で定められた本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	高知市で住民登録している住民の方については既存住民基本台帳システム、高知市で住民登録されている以外の住民については住民基本台帳ネットワークシステムで、個人番号及び4情報(氏名、性別、住所、生年月日)と入手した情報の照合を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手情報については、添付証明書や他機関への照会により正確性を確保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口においては、本人から直接書面を受け取ることを原則とする。 ・他部署又は他機関から情報を入手する場合は、安全性が確認された連携サーバ等を介してしか情報を入手しないよう事務を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等には直接の接続を行わない。宛名システム等を介して他の事務で使用する特定個人情報ファイルにはアクセスできないようアクセス制御を実施する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援システムでは、被災者台帳に関係のない情報を保有しない。 他のシステムで保有する特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制限を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてシステムファイル以外の電子ファイルでの特定個人情報の保有を禁止する。 保有する場合は、他の特定個人情報を紐付けしないよう教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 個人毎にユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによるユーザ認証を行う。 被災者支援システムサーバが設置されているサーバ室への入室の際には、ICカード認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>(1)発効管理 業務とアクセス権限(使用できる業務メニューの範囲、更新・閲覧等の区別等)の対応表を作成するとともに、アクセス権限の発効に際しては、利用者からの申請に基づき、防災政策課長が対応表を確認し、アクセス権限を発効する。</p> <p>(2)失効管理 権限を有していた職員が異動・退職した場合は、直ちに権限の失効を行う。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 複数の利用者が共有する共通IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 個人に対しパスワードを発行し、半年ごとに変更を行う。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残していない] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[課題が残されている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法及び番号法第9条第2項に基づく条例で認められた事務以外で特定個人情報の利用が禁止されていること、また、法令等に違反した場合の罰則について教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> サーバ上の特定個人情報ファイルに直接アクセスできる者を限定する。 バックアップ処理以外に特定個人情報ファイルを複製しないことや、認められた処理以外で個人番号を含むデータ抽出を行わないことを関係者に徹底する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>本事務で使用する被災者支援システムは、総務省が無償配布し、各地方公共団体が使用する共通システムである。現在の本システムでは特定個人情報の使用の記録がシステム上残らない仕様となっており、市では今後、使用の記録が行えるものとなるよう関係機関へさらなる改修要望を行っていく。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="checkbox"/>] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-----------------	--------------	-----------------------------------

具体的な方法	災害対策基本法に基づく提供依頼により情報提供を行う場合は、提供の記録を5年間保存する。	
--------	---	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	-----------	-----------------------------

ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転が認められるものについては、番号法で規定されているもののほか、番号法第9条第2項に基づく条例で規定する。 ・認められた提供・移転については、電子記録媒体や紙等認められた方法以外を禁止する。 	
-------------------	--	--

その他の措置の内容	-	
-----------	---	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム用ファイル以外の電子ファイルでの特定個人情報の保有を原則禁止する。 ・提供・移転のルールや、法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。 	
--------------	---	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	提供・移転を行う場合は、電子メール等は使用せず、電子記録媒体や紙等認められた方法で行う。	
--------------	--	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-		
---	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(注2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否の判断するために使用するもの。</p> <p>(注3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(注)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(注) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<高知市における措置> (1)サーバ ・入退室管理されたサーバ室内に設置する。 (2)記録媒体(バックアップ媒体等) ・原則持ち込みを禁止とし、特に必要がある場合のみ許可とする。 ・施錠できる保管庫等で管理する。 (3)紙媒体 ・施錠できる保管庫等で管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<高知市における措置> (1)ウイルス対策 ・全ての端末にウイルス対策ソフトを導入する。 (2)OS等の修正プログラムの適用 ・全ての端末に対して、OS等の修正プログラムの適用を行う。 (3)不正アクセス対策 ・外部のネットワークとは、ファイアウォールを介して接続し、不正アクセスの監視を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	入手する被災者台帳記載事項に係る情報については、情報ごとに更新頻度を定め、鮮度を維持する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めていない] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳にかかる特定個人情報は実質永年保管となるため、データベース上の各データについては消去手順は定めていない。 サーバ内の特定個人情報については、サーバの機器更新時等に完全に消去する。 バックアップ媒体については、保管期限が経過したものについて破砕処理を行っている。 紙媒体については、保管期限が経過したものについて、焼却処理を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<高知市における措置> ・評価書の記載内容どおり運用が行われているか年に1回自己点検を行う。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<高知市における措置> 監査方式: 内部監査 監査責任者: 情報政策課長 監査実施体制: 情報政策課特定個人情報保護評価担当者(数名) 監査の頻度: 年1回 監査手法: 監査事項に対する書面回答及び現地監査 ※現地監査は、情報政策課が決定した部署のみ(毎年数部署を抽出して実施) 監査事項: 評価書記載事項及び各部署で策定している情報セキュリティ実施手順の記載事項 に対する運用状況 監査結果の活用: 結果に基づき運用改善を実施 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<高知市における措置> ・職員(派遣職員を含む)に対しては、配属時(新規事務従事時)及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、契約書に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時及び年1回、職員に対する研修と同等の研修の実施及び結果報告を義務付ける。
3. その他のリスク対策	
-	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412
②請求方法	指定の様式による書面の提出(電話等の口頭は不可)により、開示、訂正及び利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	被災者台帳
公表場所	総務部 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	防災対策部 防災政策課 高知市丸ノ内一丁目7番45号 電話 088-823-9055
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	高知市パブリック・コメント制度に基づき、高知市広報及び高知市ホームページで告知し郵送・電子メール・FAXにより受付を行う。
②実施日・期間	令和6年12月2日～令和7年1月1日 実施
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月●日 実施
②方法	高知市個人情報保護条例に基づき設置された高知市個人情報保護運営審議会で実施する。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 5. 個人番号の利用	番号法第9条(利用の範囲) 別表第一 項目の36の2 災害対策基本法第90条の2, 3, 4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第36の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第28条 ・災害対策基本法第90条の2, 3, 4 ・災害対策基本法施行規則(昭和37年9月21日総理府令第52号)第8条の5	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
平成29年7月1日	I 6. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「災害対策基本法による被害者台帳の作成に関する事務」が含まれる項(56の2項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) (情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号法別表第二第56の2項 別表第二主務省令第30条	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
平成29年7月1日	V 1. ①請求先	総務部 総務課 情報公開センター (市役所本庁舎4階) 高知市本町四丁目1番24号 電話 088-823-9412	総務部 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
平成29年7月1日	I 7. ②所属長	防災政策課 課長 松生栄司, 地域防災推進課 課長 横山成郎, 市民税課 課長 和田典子, 資産税課 課長 酒井直之, 税務管理課 課長 清水美枝, 中央窓口センター 所長 上田和久, 健康福祉総務課 課長 加藤勝巳, 福祉管理課 課長 山下昌宏, 第一福祉課 課長 久武誠, 第二福祉課 課長 村田三郎, 産業政策課 課長 岡林孝之, 商工振興課 課長 狩場信壽, 建築指導課 課長 三谷博文, 住宅政策課 課長 野中新一, 出納課 課長 西本真美	防災政策課 課長 森尾 祐二, 地域防災推進課 課長 葛目 京子, 市民税課 課長 谷脇聖児, 資産税課 課長 和田 秀幸, 税務管理課 課長 森山 宏一, 中央窓口センター 佐竹 真湖, 健康福祉総務課 課長 大北 新, 福祉管理課 課長 山下昌宏, 第一福祉課 課長 小川 幹夫, 第二福祉課 課長 猪野 昭, 産業政策課 課長 杉本 幸三, 商工振興課 課長 谷治 新也, 建築指導課 課長 野村和宏, 住宅政策課 課長 森 誠也, 出納課 課長 岩崎 弘美	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	I 7. ②所属長の役職名	<p>防災政策課 課長 森尾 祐二, 地域防災推進課 課長 葛目 京子, 市民税課 課長 谷脇 聖児, 資産税課 課長 和田 秀幸, 税務管理課 課長 森山 宏一, 中央窓口センター 佐竹 真湖, 健康福祉総務課 課長 大北 新, 福祉管理課 課長 山下昌宏, 第一福祉課 課長 小川 幹夫, 第二福祉課 課長 猪野 昭, 産業政策課 課長 杉本 幸三, 商工振興課 課長 谷治 新也, 建築指導課 課長 野村 和宏, 住宅政策課 課長 森 誠也, 出納課 課長 岩崎 弘美</p>	<p>防災政策課 課長, 地域防災推進課 課長, 市民税課 課長, 資産税課 課長, 税務管理課 課長, 中央窓口センター 所長, 健康福祉総務課 課長, 福祉管理課 課長, 第一福祉課 課長, 第二福祉課 課長, 産業政策課 課長, 商工振興課 課長, 建築指導課 課長, 住宅政策課 課長, 出納課 課長</p>	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和2年10月1日	III. 6. リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(注1)により, 情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には, 情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め, 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり, 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており, 目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では, ログイン時の職員認証の他に, ログイン・ログアウトを実施した職員, 時刻, 操作内容の記録が実施されるため, 不適切な接続端末の操作や, 不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (注2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき, 事務手続きごとに情報照会者, 情報提供者, 照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(注1)により, 情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には, 情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め, 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり, 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており, 目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では, ログイン時の職員認証の他に, ログイン・ログアウトを実施した職員, 時刻, 操作内容の記録が実施されるため, 不適切な接続端末の操作や, 不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (注2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者, 情報提供者, 事務及び特定個人情報を一覧化し, 情報照会の可否の判断するために使用するもの。 (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 5. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第36の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第28条 ・災害対策基本法第90条の2, 3, 4 ・災害対策基本法施行規則(昭和37年9月21日総理府令第52号)第8条の5 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)別表第55項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第28条 ・災害対策基本法第90条の2, 3, 4 ・災害対策基本法施行規則(昭和37年9月21日総理府令第52号)第8条の5 	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和6年10月1日	I 6. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) (情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号法別表第二第56の2項 別表第二主務省令第30条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和6年10月1日	I 7. ①部署	防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商工振興課, 建築指導課, 住宅政策課, 出納課	防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課 , 建築指導課, 住宅政策課, 出納課	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和6年10月1日	I 7. ②所属長の役職名	防災政策課 課長, 地域防災推進課 課長, 市民税課 課長, 資産税課 課長, 税務管理課 課長, 中央窓口センター 所長, 健康福祉総務課 課長, 福祉管理課 課長, 第一福祉課 課長, 第二福祉課 課長, 産業政策課 課長, 商工振興課 課長, 建築指導課 課長, 住宅政策課 課長, 出納課 課長	防災政策課 課長, 地域防災推進課 課長, 市民税課 課長, 資産税課 課長, 税務管理課 課長, 中央窓口センター 所長, 健康福祉総務課 課長, 福祉管理課 課長, 第一福祉課 課長, 第二福祉課 課長, 産業政策課 課長, 商業振興・外商支援課 課長, 建築指導課 課長, 住宅政策課 課長, 出納課 課長	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和6年10月1日	II 2. ⑥事務担当部署	防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商工振興課, 建築指導課, 住宅政策課, 出納課	防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課 , 建築指導課, 住宅政策課, 出納課	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱ 3. 7⑦使用の主体	防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商工振興課, 建築指導課, 住宅政策課, 出納課	防災政策課, 地域防災推進課, 市民税課, 資産税課, 税務管理課, 中央窓口センター, 健康福祉総務課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課 , 建築指導課, 住宅政策課, 出納課	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更